

【別紙】

平成 24 年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事における最低制限価格の算出について

1 最低制限価格算出式

工事に伴い最低限必要な費用=P

(1) 水道工事(土木・建築)

$$P = (\text{材料費 (管・弁類等の特殊製品費)} \times 0.85 + \text{材料費を除く直接工事費} \times 0.9 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$$

(2) 機械設備工事

$$P = \{ (\text{機器費} \times 0.6 + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{機器費} \times 0.1 + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{機器費} \times 0.2 + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 + (\text{機器費} \times 0.1 + \text{一般管理費等} \times 0.3) \} \times 1.05$$

(3) 電気設備工事

$$P = \{ (\text{機器費} \times 0.6 + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{機器費} \times 0.1 + \text{共通仮設費}) \times 0.9 + (\text{機器費} \times 0.2 + \text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 0.8 + (\text{機器費} \times 0.1 + \text{一般管理費等}) \times 0.3 \} \times 1.05$$

※端数処理の方法等、詳細は公共工事に係る予定価格及び最低制限価格運用を参照のこと

※最低制限価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ、積上げによる費用を含むものとする。

2 最低制限価格の算出方法

それぞれ工事の種類毎の算出式により算出したものの和を最低制限価格とする。